日本医科大学大学院特別研究生細則

(平成3年10月1日細則第4号)

(目的)

第1条 この細則は、日本医科大学大学院研究生規則(以下「研究生規則」という。)第3条 第2項に関連して、特別研究生についての必要な事項を定めることを目的とする。 (資格及び区分)

第2条 特別研究生となることができる者は、本大学院の研究生入学資格を有する者のうち、既に博士(医学等)の学位を取得している者で、本学の専任、非常勤又は客員教員以外の者とする。

(入学志願の手続)

- 第3条 特別研究生を志願する者は、所定の書類を添えて願い出なければならない。なお、 内科系及び外科系の専攻分野を志願する医師については、医師免許証の写しを添付する。 (入学者の決定)
- 第4条 入学者は、各分野の大学院教授の推薦に基づき、学長が決定する。 (在籍期間)
- 第5条 特別研究生の在籍期間は、各年度限りとする。ただし、引き続き在籍を希望する 者は、願い出により、年度毎に学長がこれを許可する。

(入学金)

第6条 入学金は2万円とする。ただし、本学の研究生及び大学院生が学位を授与された 後、特別研究生として継続する場合は、入学金を免除する。

(規則の準用)

第7条 その他必要な事項に関しては、研究生規則を準用する。 (改廃)

第8条 この細則の改廃は、大学院教授会の審議を経て、学長の決裁を必要とする。

付 則

この細則は、平成3年10月1日から施行する。

附則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。